

## 当会会員の破産手続開始決定に関するお知らせ

栃木県弁護士会（以下「当会」といいます。）は、当会所属の牛木純郎会員（以下「対象会員」といいます。）について、令和7年2月3日午後3時に宇都宮地方裁判所において破産手続開始決定がなされた旨破産管財人である蓬田勝美弁護士から報告を受けました（なお、上記破産手続に関するお問い合わせ等については、当会では対応できませんので、上記蓬田勝美弁護士（電話028-621-6651）までご連絡ください。）。

上記破産手続開始決定は、即時抗告がなされずに不服申立期間を経過することによって確定します。その場合、対象会員は弁護士法第7条第4号に基づき弁護士資格を喪失するとともに、対象会員に事務処理を依頼したご依頼人と対象会員との間の委任契約は民法第653条第2号に基づき終了することになります。

このような事態を受け、当会では、対象会員に事件処理の委任をした依頼者等が対象会員に関する法律相談を希望される場合、当会主催の有料法律相談を3回まで無料で対応させていただきますので、当会事務局（電話028-689-9001）までご連絡くださるようお願いいたします。